

岳南広域都市計画ごみ焼却場（一般廃棄物処理施設）の変更

（富士市決定）

都市計画ごみ焼却場（一般廃棄物処理施設）中、1号富士市ごみ焼却場を廃止する。

理 由

富士市ごみ焼却場は、新たに建設した富士市新環境クリーンセンターの供用開始に伴い、稼働を停止しており、今後も再稼働が見込まれないことから、本案のとおり廃止する。

変 更 理 由

富士市ごみ焼却場は、昭和 41 年に富士市、吉原市、鷹岡町が合併したことを受け、環境衛生の向上を図るとともに、廃棄物の輸送及び施設運営の効率性を高める観点から広域処理を行うため、昭和 54 年に都市計画を決定し、一部の変更を経て現在に至っている。

この間、適切な補修や改良等による施設の維持管理を行ってきたが、ごみ分別品目の増加による保管、選別施設の不足、さらに施設の老朽化が顕在化してきたため、富士市ごみ焼却場の更新は極めて緊急性の高い課題であった。

このような中、一般廃棄物を適正に処理するとともに、資源の循環的利用を推進し、良好な都市環境を確保することを目的に、新たに建設した富士市新環境クリーンセンターが令和 2 年に供用を開始した。

これに伴い、富士市ごみ焼却場は稼働を停止しており、今後も再稼働が見込まれないことから、本案のとおり廃止する。

変更概要

岳南広域都市計画ごみ焼却場（一般廃棄物処理施設）を次のように変更する。

変更後	名称		位置	面積	備考
	番号	ごみ焼却場名			
	廃止				
	2	富士市 新環境クリーンセンター	富士市 大淵字糺窪	約 75,000 m ²	

変更前	名称		位置	面積	備考
	番号	ごみ焼却場名			
	1	富士市ごみ焼却場	富士市大字大淵 字ハヶ久保	約 18,500 m ²	処理能力 300t/日
	2	富士市 新環境クリーンセンター	富士市 大淵字糺窪	約 75,000 m ²	

岳南広域都市計画ごみ焼却場
(一般廃棄物処理施設)の変更(廃止)
1号富士市ごみ焼却場

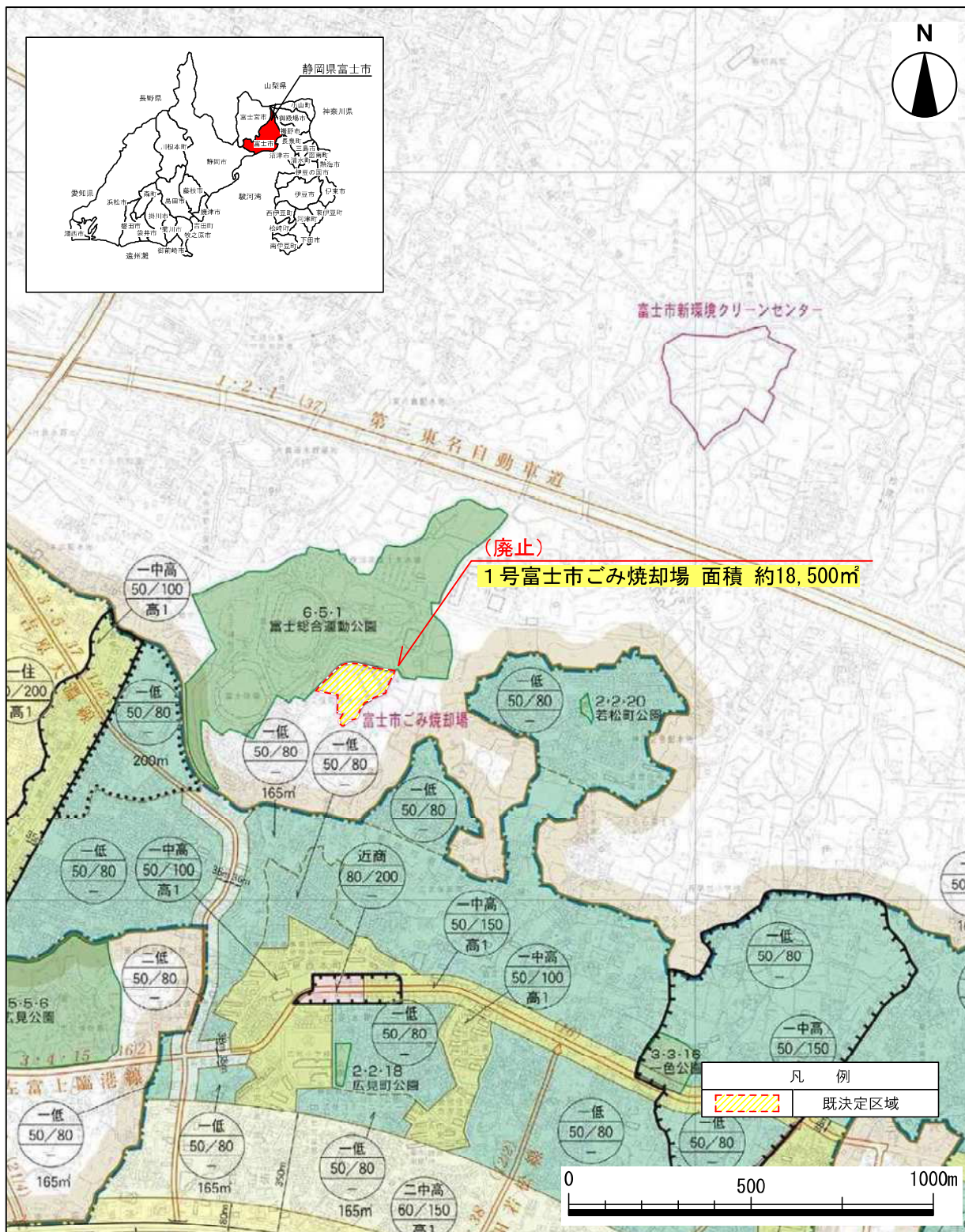
富士市決定

第 1 号議案附図

No. 1

位置図

S=1:15,000



富士市決定

No. 2

S=1 : 4,000

